

もっと安心 ずっと流山



今の生活をずっと続けられるのかな……？

ご存知ですか？ 「成年後見制度」

あなたの生活を法的に守るしくみがあります！！

あなたやご家族が、介護が必要になったとき、どのような暮らし方を望みますか？ご自身の人生の最期はどこで迎えたいですか？

流山市が行った高齢者等実態調査では、「介護保険サービスを利用して自宅で暮らしたい」「人生の最期は自宅で迎えたい」という回答が最も多くなっています。住み慣れた自宅での暮らしの中でも、介護が必要な状態

になったり、判断能力が不十分になったり、加齢によっていろいろな困りごとが出てきます。ご家族、あるいはご自身が、「コウケンニンをつけた方がいいですね。」と言われたことはありませんか？

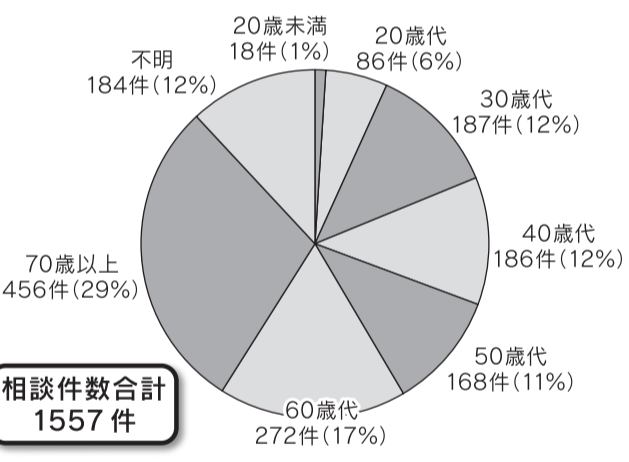
今号は、これからの暮らしに不安があっても、住み慣れた地域で暮らし続けるように、生活を法的に守るしくみについてお伝えします。



こんな不安ありませんか？

<p>親が悪質商法にだまされそうになった</p> <p>認知症のお父さんが、知らない間に必要のないリフォーム契約をしてしまった…</p> <p>↓</p> <p>★契約を取り消す!!</p> <p>認知症の人の場合、契約内容がよくわからないまま契約書にサインをしてしまう場合があります。成年後見制度を利用して、その契約を取り消すことができます。</p>	<p>自分の老後の財産管理が不安</p> <p>子どもがいないため、将来認知症になった時の財産管理が不安…</p> <p>↓</p> <p>★判断能力が不十分になったら管理を任せる!!</p> <p>成年後見制度には、判断能力が十分なうちに信頼できる人と契約を交わし、判断能力が不十分になった後は、その人に財産管理等を任せることができる任意後見制度があります。</p>	<p>子どもに知的障害があり、今後が心配</p> <p>大切な一人息子に知的障害があるので、自分たち親が高齢になったとき…</p> <p>↓</p> <p>★後見人が今後も見守っていきます!!</p> <p>知的障害があっても、自分では財産管理や施設入所契約、支払い等が難しいが、親が亡くなってしまい、頼る人がいないという方々のためにも成年後見制度が存在しています。</p>
---	---	--

【平成29年度 消費生活センター年齢別相談件数】



左の図は、流山市消費生活センターが平成29年度に受け付けた年齢別消費生活相談件数を示したものです。相談内容や相談者は様々ですが、60歳代以上の方からの相談が約半数を占めています。「電話等による悪質商法」や「点検商法」、「還付金詐欺」等々、判断能力の低下等で本人がトラブルにあっていることに気づかないケースもあり、特に一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が狙われやすい傾向にあるので、注意が必要です！
そんなときに生活を守る手立てのひとつとして、成年後見制度の利用が考えられます。

もっと！ 「後見人」について聞いてみました～

お答えいただいた方
一般社団法人 コスモス成年後見サポートセンター千葉県支部
副支部長 関谷 一和 さん



- 問** 端的に、「後見人」とはどういうことをしている人ですか？
答 日常生活を一人で、または家族だけで送ることが難しい方々を法的な問題も含めて支援できる人ですが、「後見人」という職業はありません。「後見人」には誰でもなることができます。親族でもなれますし、場合によっては、専門職が就任することもあります。このように、特別な資格は要りませんが、現実には、誰かの「後見人」になるためには、家庭裁判所による細かいチェックに「合格」して初めて「後見人」の仕事をするようになります。
- 問** 「後見人」の仕事はどういうものですか？ また代表的なものは？
答 未成年の子どもが自分ではできないことを親が「助けている」という想像していただくのが一番近いかもしれません。未成年の子どもでもお小遣いで自由に買い物をすることはできます。でも、子どもの将来のことを考えて、親が最終的に決めて手続きを行うことが必要なものはたくさんあります。
- 問** これと同じように、普段コンビニなどで買い物をすることはできますが、例えば自宅で生活をするために介護サービスや訪問医療が必要となった場合、それに必要なお金を自分でまかなうことができるのだろうか？ということも、自分で判断することが難しい方々のために、その方々に代わって決めて手続きをし、支払いもきちんとしていく。どう見てもあやしい手紙や品物があふれているのに本人に気づく様子がないとき、本人に代わってきちんと処理する。これが「後見人」の仕事の代表的なものの一つです。
- 問** 「自分で判断することが難しい」というのは、具体的にどういうことですか？
答 自分自身の身のまわりのことについて見通しを持って考えたり決めたりすることが、いろいろな理由によって難しいと「お医者さん」に診断されている「こと」です。実際に「後見人」が必要かどうか？を家庭裁判所が決定するとき、この「診断書」の内容が大きく影響します。反対に、「こうした「診断書」がないと、「後見人」を付けることはできません。
- 問** 成年後見制度を利用する場合、費用はかかりますか？
答 法定後見制度、任意後見制度いずれの場合も手続きを進める際には費用が必要となります。手続きを弁護士や司法書士、行政書士などの専門家にお願いする場合は別途報酬が必要ですが、「後見人」は仕事をすると報酬をもらえますが、その額は契約で前もって決めたり（任意後見の場合）、家庭裁判所が決めた（法定後見の場合）します。